

市（し）や 市（し）が 一緒（いっしょ）に行（おこな）う イベント（いべんと）
や 教室（きょうしつ）の 実施（じっし）について（2021年（ねん）10月（がつ）
1日（にち）から）

市（し）や 市（し）が 一緒（いっしょ）に行（おこな）う イベント（いべんと）
や 教室（きょうしつ）は 2021年（ねん）10月（がつ）1日（にち）から 感染対
策（かんせんたいさく）を して 実施（じっし）します

①市（し）や 市（し）が 一緒（いっしょ）に行（おこな）う イベント（いべん
と）や 教室（きょうしつ）の 実施（じっし）についての 基本事項（きほんじこ
う） （2020年（ねん）11月（がつ）1日（にち）から）

1. 基本事項（きほんじこう）

(1) 11月（がつ）から後（あと）の イベント（いべんと）や 教室（きょうしつ）
実施（じっし）については 担当（たんとう）する課（か）が 必要（ひつよう）
か 決（き）める

(2) イベント（いべんと）や 教室（きょうしつ）ごとに 感染対策（かんせんたい
さく）をした ガイドライン（がいどらいん）を 作（つく）り 実施（じっし）
する

2. 「船橋市（ふなばし）の 公共施設（こうきょうしせつ）を 始（はじ）めるた
めの 基本的（きほんてき）な 基準（きじゅん）＜基本（きほん）になる考（か
んが）え＞」の 評価（ひょうか）について

6月（がつ）以降（いこう） 市（し）が 作（つく）った 感染（かんせん）を
防（ふせ）ぐための 基準（きじゅん）をもとに 活動（かつどう）してきた 市
民（しみん）から 感染（かんせん）した 人（ひと）は 確認（かくにん）され
ていません

また 市（し）の 保健所（ほけんじょ）が 行（おこな）う 調査（ちょうさ）
から マスク（ますく）が 感染（かんせん）を 防（ふせ）ぐために 効果（こ
うか）が あることが 改（あらた）めて わかったので マスク（ますく）を 着
（つ）けることを 更（さら）に 強（つよ）く 提案（ていあん）することにし
ました

（「船橋市（ふなばし）の 公共施設（こうきょうしせつ）を 始（はじ）めるための 基本的（きほんてき）な 基準（きじゅん）<基本（きほん）になる考（かんが）え」の 見直（みなお）し）

これまでの評価（ひょうか）と さらに感染（かんせん）が 広（ひろ）がらないようにするための 強（つよ）い 提案（ていあん）をすることで 11 月（がつ）の後（あと） 予定（よてい）している イベント（いべんと）・事業（じぎょう）については 担当（たんとう）の課（か）が 必要（ひつよう）か 決（き）めて行（おこな）うことにした

3. ガイドライン（がいどらいん）を 作（つく）ることについて

市（し）や 市（し）が一緒（いっしょ）に 行（おこな）う イベント（いべんと）や 事業（じぎょう）については 感染（かんせん）を 防（ふせ）ぐためのガイドライン（がいどらいん）を 作（つく）ること

このガイドライン（がいどらいん）は 保健所（ほけんじょ）が 作（つく）った 基準（きじゅん）を 参考（さんこう）に 担当（たんとう）の課（か）が 作（つく）り イベント（いべんと）を 行（おこな）う人（ひと）と 参加（さんか）する人（ひと）が 理解（りかい）し 確（たし）かに 実行（じっこう）できるものにする

4. 安全性（あんぜんせい）を 強（つよ）くする（継続（けいぞく））

※ガイドライン（がいどらいん）に 含（ふく）まれるもの

・「船橋市（ふなばし）の 公共施設（こうきょうしせつ）を 始（はじ）めるための 基本的（きほんてき）な 基準（きじゅん）<基本（きほん）になる考（かんが）え」と 次（つぎ）の 項目（こうもく）を 行（おこな）うこと

(1) 会場（かいじょう）の 入口（いりぐち）で 受付（うけつけ）を 行（おこな）い 参加（さんか）する人（ひと）を 確（たし）かめる

(2) 健康チェック（けんこうちえっく）は 入口（いりぐち）で 行（おこな）い その様子（ようす）を 確（たし）かめる

(3) 観客（かんきゃく）がいる イベント（いべんと）などは 観客（かんきゃく）の入場（にゅうじょう）を 可能（かのう）な 限（かぎ）り 少（すく）ない 人数（にんずう）にする

②市（し）や 市（し）が 一緒（いっしょ）に行（おこな）う イベント（いべんと）や 教室（きょうしつ）を 実施（じっし）するとき 注意（ちゅうい）すること（2020年（ねん）11月（がつ）1日（にち）から）
 （2021年（ねん）10月（がつ）25日（にち）から 変更（へんこう）したところは下線（かせん））

(1) 飛沫（ひまつ）＜つばが 飛（と）ぶこと＞が おこる活動（かつどう）について

かつどう ないよう	おこなうことが かのうなもの
すぼ一つ	<p>「ひまつを おこす ふきや」</p> <p>※したのことを まもれば おこなうことが できる</p> <p>(1) ひだり・みぎ 2mの きよりを あげる</p> <p>(2) いつも かんきする（きかいで の かんきでも よい）</p> <p>※れんぞくした れんしゅうの じかんは 30ふんいないと する</p> <p>(3) どうぐなどは ほかのひとと いっしょに つかわない</p> <p>(4) じゅんばんを まつときなど きょうぎを していないときは ますくをする</p>
えんそう	<p>「ひまつを おこす とらんべつと・は一もにか・おかりな・しゃくはちな どの すいそうがっきの えんそう」</p> <p>※したのことを まもれば おこなうことが できる</p> <p>(1) まえ・うしろ・ひだり・みぎ <u>1.5m</u>の きよりの かくほ（かおと かおが むかいあうのは さける）</p> <p>(2) いつも かんきする（きかいの かんきでも よい）</p> <p>※れんぞくした れんしゅうの じかんは 30ふんいないと する</p> <p>(3) がっきなどについた すいてき・つばぬき などの てきせつな しょり（きゆうすい しーとなど をつかう）</p> <p>※きゆうすい しーとなどは かくじが みっぺいし もちかえり すてること</p> <p>(4) えんそうじかん いがいは ますくを つける</p>
うた・えんげき	<p>「ますくを <u>はずす</u> ばあいの がっしょう・しぎん・ようきよく・<u>からおけ・えんげき</u>」など</p> <p>※したのことを まもれば おこなうことが できる</p> <p>(1) <u>まえ・うしろ 2m ひだり・みぎ 1m</u>の きよりの かくほ（かおと かおが むかいあうのも さける）</p>

	<p>(2) いつも かんきする (きかいの かんきでもよい)</p> <p>※れんぞくした れんしゅうの じかんは 30ふんいないと する</p> <p>(3) まいくは つかうひとが かわるとき しょうどくする</p>
--	---

(2) 接触 (せっしょく) がある 活動 (かつどう) について

かつどう ないよう	おこなうことが かのうなもの
だんす	<p>「きょうぎ だんす・<u>せっしょくがある</u> しゃこうだんす・ふおーくだんす・<u>ちあだんす</u>」</p> <p>ぱーとなーや <u>グループ</u>が きまっているものにかぎり しゅさいしゃくいべんとを おこなうひとが それぞれの ちゅうおう きょうぎ だんたいの がいどらいんが まもられていることを かくにんできる ばあいは おこなうことができる</p>

(3) マスク (ますく) 着用 (ちゃくよう) の 徹底 (てっぺい)

イベント (いべんと) 開催中 (かいさいちゅう) は マスク (ますく) を つけることを 徹底 (てっぺい) し マスク (ますく) をつけない 会話 (かいわ) や 応援 (おうえん) はしない

特 (とく) に 飲 (の) んだり 食 (た) べたり 煙草 (たばこ) を 吸 (す) うとき マスク (ますく) をつけていないときは 会話 (かいわ) を 控 (ひか) えることを 理解 (りかい) して 行 (おこな) っているか 確認 (かくにん) する

※上の (1) (2) 以外 (いがい) の 市 (し) がかわる イベント (いべんと) ・事業 (じぎょう) の 活動 (かつどう) については 公民館 (こうみんかん) などの市民 (しみん) が 利用 (りよう) するときの 基準 (きじゅん) と 同 (おな) じ内容 (ないよう) で 4月 (がつ) 1日 (にち) から 始 (はじ) める

③基本的 (きほんてき) な 基準 (きじゅん) <基本 (きほん) になる考 (かんが) え> (2021年 (ねん) 10月 (がつ) 1日 (にち) から)

	へやのなかのしせつ	そとのしせつ
	ひとに さわらない・ひと と ひと との あいだに きよりを とる きよりは 1.5m とる ならばときは あいだが 1mでも よい	
	「3つのみつ を さける」 1: みつぺいくかん 2: みつしゅうばしょ 3: みつせつばめん	

きほんて きなこと	※ くうきの いれかえが できない へやは つかわない	
	ういるすが とぶのを ふせぐため ますくを つけることを てっている ますくを はずして かいわや おうえんは しない (れい) しょくじちゅうや たばこをすうところで かいわはしない	
	つかうばしょの おおきさや ひと と ひとの きよりを かんがえ ていいん (かのうな にんずう) を きめて ひつような ばあいは はいれる にんずうを せいげん する	
	できるだけ りようする じかんを へらす りようが たくさん あるときや ひとが おおいときは りようじかんを みじかくする	
	しせつを かんりするひとが いないときは りようできない ※りようするひとの けんこうじょうたいを するため めいぼを しせつに わたして かくにんする	しせつを かんりする ひとが なくても りようできる
こじんの よぼう	てあらい・ て ゆび の しょうどくを しっかりする ※しょうどくえきが ないときは せっけんで しっかり てを あらう	
	ますくを する ※うんどう・すぽ一つを しているときの ますくは りようしゃなどが どうしたらよいか きめる	ますくを する ※うんどう・すぽ一つを しているときの ますくは りようしゃなどが どうしたらよいか きめる ※ねっちゅうしょうを さけるため なつの ますくは つよく すすめない (ひと と ひとの きよりを とること)
	せき えちけつとを まもる (せき くしゃみが できるときは したをむいて ますく はんかちで くちを おさえること)	
りようす るひに たしかめ ること	したの 1~4に あてはまる ひと は しせつに はいることは できません	
	1. 37℃いじょうの ねつが ある 37℃いかでも ふだんの たいおんより 1℃いじょう たかいばあい	
	2. いきが くるしい・からだ が とても だるいばあい	
	3. せき・のどのいたみ などが あるばあい	
	4. かこ 2しゅうかん いないに かんせんが かくだいしている くに ちいきに いったばあい	
※ うえの4つの ないようを たしかめて こじんで しせつを りよう するときは ふなばし しが つくった 「しせつ りようしゃ かーど」に ひつようなことを かいて しせつに わたす だんたいで りよう するときは しが つくった 「しせつ りようしゃ めいぼ」を つかい なまえをかいて しせつへわたす か だんたいで 1かげつかん ほかんする		

④施設(しせつ)の 基準(きじゅん)と これから段階的(だんかいてき)に 解除(かいじょ)する 制限(せいげん)について

1. 部屋（へや）の中（なか）の施設（しせつ）を利用（りよう）するときの
定員管理（ていいんかんり）など（2020年（ねん）6月（がつ）1日（にち）から）

- ・定員（ていいん）が決（き）まっている施設（しせつ）：
人（ひと）と人（ひと）の間（あいだ）が1.5m離（はな）れる人（ひと）の数（かず）を限度（げんど）に利用（りよう）できる定員（ていいん）を決（き）める
- ・定員（ていいん）が決（き）まっていない施設（しせつ）：
人（ひと）と人（ひと）の間（あいだ）が1.5m離（はな）れる人（ひと）の数（かず）を限度（げんど）に利用（りよう）できる定員（ていいん）を決（き）める
- ・市民文化ホール（しみんぶんかほーる）市民文化創造館（しみんぶんかそうぞうかん）勤労市民センター（きんろうしみんせんたー）について：
9月（がつ）1日（にち）から示（しめ）されているそれぞれの施設（しせつ）の運用（うんよう）を確（たし）かめてください

2. 施設（しせつ）に入（はい）るときに行（おこな）うこと
（2020年（ねん）6月（がつ）1日（にち）から）

施設（しせつ）の入口（いりぐち）で

- ・手（て）や指（ゆび）を消毒（しょうどく）する
- ・健康観察（けんこうかんさつ）を行（おこな）う
- ・マスク（ますく）をする

職員（しょくいん）が確（たし）かめます

3. 市民（しみん）が公民館（こうみんかん）などを使（つか）うときの基準（きじゅん）
（2020年（ねん）10月（がつ）1日（にち）から）
（2021年（ねん）10月（がつ）25日（にち）から変更（へんこう）したところは下線（かせん））

<活動内容（かつどうないよう） できること>

かつどうないよう	できること	きそくを まもれば できること
すぼ一つ	<p>すべての きょうぎ しせつを かんりするひとが かんせ んを ふせぐための がいどらいん (それぞれのしせつの たんとうが つくったもの)が まもられているこ とを かくにんできる ばあいは お こなうことが できる</p>	<p>ひまつくいきや つばが とぶこと>を お こす ふきや</p> <p>(1) ひだり・みぎに 2mの きよりを あげ る</p> <p>(2) つねに かんき する(きかいの かんき でもよい)</p> <p>※れんぞくした れんしゅうの じかんは 30ふんいないと する</p> <p>(3) どうぐなどは ほかのひとと いっしょ に つかわない</p> <p>(4) じゅんばんを まっているとき きょう ぎを していないときは ますくをする</p>
だんす	<p>ひとに さわらなくて できる れん しゅう</p>	<p>きょうぎ <u>だんす・ひとに さわる</u> <u>しゃこ うだんす・ふおーくだんす・ちあだんす</u> ぱーとなーや <u>ぐるーぶ</u>が きまっているも のにかぎり しせつを かんりするひとが かんせんを ふせぐための がいどらいん (それぞれのしせつの たんとうが つくっ たもの)が まもられていることを かくに んできる ばあいは おこなうことが でき る</p>
えんそう	<p>げんがつき(ぎたー・ばいおりんなど)・ だがつき(たいこ・どらむ・たんぱりん など)の れんしゅう</p>	<p>ひまつくいきや つばが とぶこと>を お こす とらんぺっと・はーもにか・おかりな・ しゃくはちなどの すいそうがつきの えん そう</p> <p>(1) まえ・うしろ・ひだり・みぎ <u>1.5m</u>の き よりの かくほ(かおと かおが むかいあう のは さける)</p> <p>(2) つねに かんきする(きかいの かんきで も よい)</p> <p>※れんぞくした れんしゅうの じかんは 30ふんいないと する</p>

		<p>(3) がつきなどについた すいてき・つばぬきなどの てきせつな しより (きゆうすいしーとなど しょう)</p> <p>※きゆうすい しーとなどは かくじが みっぺいし もちかえり すてること</p> <p>(4) えんそうじかん いがいは ますくをつける</p>
うた・えんげき	<p>ますくを つけて れんしゅう・からだを うごかして ひょうげんだけの れんしゅう</p>	<p>ますくを <u>はずす</u> <u>ばあいの がっしょう・しぎん・ようきよく・からおけ・えんげき</u> など</p> <p>※いかのことを <u>まもれば おこなう</u>ことができる</p> <p>(1) <u>まえ・うしろ 2m ひだり・みぎ 1m</u>の きよりの <u>かくほ(かおと かおが むかいあうのも さける)</u></p> <p>(2) つねに <u>かんきする(きかいの かんきでもよい)</u></p> <p>※<u>れんぞくした れんしゅうの じかんは 30ふんいないと する</u></p> <p>(3) <u>まいくは つかうひとが かわるとき しょうどくする</u></p>

○調理 (ちょうり) ・茶道 (さどう) ・飲食 (いんしょく)

活動 (かつどう) するために 必要 (ひつよう) なこと

※マスク (ますく) をとって 食 (た) べたり 飲 (の) んだり 話 (はな) したり することは リスク (りすく) が 高 (たか) いので 下 (した) のことを 守 (まも) れないと 行 (おこな) うことはできません

- 1) 1.5m以上 (いじょう) 人 (ひと) と 人 (ひと) が 離 (はな) れていること
 - 2) できるだけ 会話 (かいわ) を しない
 - 3) 向 (む) かい 合 (あ) わせにならない
 - 4) 食器 (しょっき) を 一緒 (いっしょ) に 使 (つか) わない
- 洗剤 (せんざい) で 洗 (あら) えない 茶 (ちゃ) の道具 (どうぐ) は 手 (て) や 指 (ゆび) を 消毒 (しょうどく) して 煮沸 (しゃふつ) <=80℃以上 (いじょう) の 熱水 (ねっすい) に 10分 (ふん) >して 使 (つか) う

⑤船橋アリーナ（ふなばしありーな）の利用基準（りようきじゅん）（2020年（ねん）9月（がつ）16日（にち）から）

2020年（ねん）9月（がつ）1日（にち）から 再開（さいかい）した 文化ホール（ぶんかほーる）の 使（つか）い方（かた）を 参考（さんこう）にして 飛沫（ひまつ）の起（お）こる 活動（かつどう）も 可能（かのう）とする

【使用基準（しようきじゅん）】

- (1) 自宅（じたく）で 体温（たいおん）を 測（はか）り 市民文化ホール（しみんぶんかほーる）に 着（つ）いたあとも 体温（たいおん）を 測（はか）る
※37℃より 高（たか）い 熱（ねつ）の人（ひと）・自分（じぶん）の いつもの体温（たいおん）より 1℃以上（いじょう） 高（たか）い 熱（ねつ）の人（ひと）は 利用（りよう）しないでください
- (2) 人（ひと）との 接触（せつしょく）を さけるため 社会的距離（しゃかいてききょり）は 人（ひと）と 人（ひと）が 2m 離（はな）れる
（楽屋（がくや）・舞台（ぶたい）の そでも 同（おな）じ）
※向（む）かい 合（あ）わせを 避（さ）け 十分（じゅぶん）な 距離（きょり）をとり 場合（ばあい）によっては アクリル板（あくりるばん）や 透明ビニールカーテン（とうめいびにーるかーてん）などで さえぎること
※合唱（がっしょう）の 練習（れんしゅう）は 団員（だんいん）の 距離（きょり）を 前・後（まえ・うしろ）で 2m以上（いじょう） 左右（ひだり・みぎ）で1m以上（いじょう） とるようにする
また 連続（れんぞく）した 練習（れんしゅう）は 30分（ぷん）以内（いない）とする
そして 5分（ふん）以上（いじょう） 扉（とびら）をあけて 換気（かんき）する
- (3) 使（つか）った 楽器（がっき）についての 水滴（すいてき）・唾（つば）抜（ぬ）きなどは 吸水シート（きゅうすいしーと）を用意（ようい）して 片（かた）づけること
※使（つか）った 吸水シート（きゅうすいしーと）は 各自（かくじ）が 持（も）ち帰（かえ）って 捨（す）てること
- (4) 表現（ひょうげん）をするのに 必要（ひつよう）な 場合（ばあい） 演奏（えんそう）が できない場合（ばあい）を 除（のぞ）いて マスク（ますく）は いつもつけること

(5) 公演を(こうえん)を 開(ひら)くときには ホール側(ほーるがわ)と よく話(はな)し合(あ)って 利用(りよう)するために 必要(ひつよう)なことを 決(き)める

※演劇(えんげき)では 沢山(たくさん)の人(ひと)で 混(こ)むような 演出(えんしゅつ)は 避(さ)ける

※観客(かんきゃく)に 声(こえ)を 出(だ)させるようなこと 観客(かんきゃく)を ステージ(すてーじ)にあげる ハイタッチ(はいたっち)などは 行(おこな)わない

客席(きゃくせき)を 動(うご)きたくなるような 場所(ばしょ)にしないこと

問(と)い合(あ)わせ

新型コロナウイルス感染症対策保健所本部 社会対応調整班

(しんがたころなういるすかんせんしょうたいさくほけんじょほんぶ
しゃかいたいおうちょうせいはん)

電話(でんわ) : 047-409-3247

午前(ごぜん) 9時(じ) から 午後(ごご) 5時(じ) まで

土曜日(どようび) 日曜日(にちようび) 祝日(しゅくじつ) 12/29~1/3

休(やす)み

日本語(にほんご)がよくわからない人(ひと)や 自分(じぶん)の 国(くに)の 言葉(ことば)で 話(はなし)を したい人(ひと)は

船橋市外国人総合相談窓口(ふなばししがいこくじんそうごうそうだんまどぐち)に 連絡(れんらく)してください

船橋市外国人総合相談窓口(ふなばししがいこくじんそうごうそうだんまどぐち)

電話(でんわ) : 050-3101-3495

午前(ごぜん) 9時(じ) から 午後(ごご) 5時(じ)

土曜日(どようび) 日曜日(にちようび) 祝日(しゅくじつ)は 休(やす)みです

2021.11.1